

十七の三 納付書（その一、その二）

十三条 に、

三 六十五の 法人県民税分割基準修正、決定
通知書

三 三十四条の を

三 六十五の 法人県民税分割基準 修正
決定 通知書

三 三十四条の に、

三 七十三の 法人県民税・事業税の分割基準
の修正および決定の請求書

三 三十九条の を

三 七十三の 法人 県民税 修正
事業税の分割基準の 決定 請求書

三 三十九条の に改める。

第二号の四様式を次のように改める。

第 2 号 の 4 様 式 (第 4 条 の 2 関 係)

| | | | | | |
|--|--------------------|--------------|--|-----------------------|-------|
| 相 続 人 代 表 者 指 定 (変 更) 届 出 書 | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | |
| 県 税 事 務 所 長 様 相 続 人 代 表 者 住 (居) 所 (所 在 地) 氏 名 (名 称) ㊟ 法 人 番 号 | | | | | |
| 次のとおり相続人の代表者を指定 (変更) しましたので、地方税法第 9 条の 2 第 1 項の規定により届け出ます。 | | | | | |
| 被 相 続 人 | 死 亡 時 住 (居) 所 | | | | |
| | 氏 名 | 死 亡 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 相 続 人 | 氏 名 (名 称) | 印 | 住 (居) 所 (事 務 所 ・ 事 業 所 の 所 在 地) | 被 相 続 人 と の 続 柄 | 相 続 分 |
| | 代 表 者 | / | | | |
| | 法 人 番 号 | | | | |
| | 代 表 者 以 外 | | | | |
| | 法 人 番 号 | | | | |
| | 法 人 番 号 | | | | |
| | 法 人 番 号 | | | | |
| | 法 人 番 号 | | | | |
| | 法 人 番 号 | | | | |
| | 法 人 番 号 | | | | |
| 備 考 | | | | | |

注 相 続 人 欄 は、そ れ ぞ れ の 相 続 人 が 署 名 押 印 又 は 記 名 押 印 を し て く だ さ い。

相 続 人 が 個 人 の 場 合、個 人 番 号 の 記 載 は 不 要 で す。

備 考 この 様 式 は、九 州 各 県 (沖 縄 県 を 除 く。以 下 同 じ。) の 共 通 様 式 で す の で、宛 先 を 書 き 換 え て い た だ け れ ば、九 州 各 県 で 使 用 で き ま す。

第三号様式その三の七の次に次の一様式を加える。

第3号様式その3の8 (第6条関係)

福岡県

自動車税

年度 納税通知書 (口座振替)

| | |
|------|----|
| 課税年度 | 年度 |
| 登録番号 | |

| | |
|--------------|-------|
| 税額 (振替額) | 円 |
| 納期限 (振替日) | 年 月 日 |

上記の金額を下記の口座より振替
します。

金融機関名
支店名
預金種別
口座番号
口座名義人

年 月 日



■納付について
あなたに賦課された自動車税は、左記の金融機関の預金口座から納期限(納期の末日)に自動振替により納税されます。

■自動車税の法的根拠について
自動車税は、自動車の所有者(所有権留保付き割賦販売の場合は使用者)に課税されます(地方税法第145条、福岡県税条例第48条)。

■延滞金について
口座振替日において残高不足等により口座振替が行えなかった場合には、口座振替日以降に納付書を送付しますので、当該納付書により納税を行ってください。なお、その際の延滞金は、法律に基づき納期限の翌日から計算されますので、あらかじめご了承ください。

■自動車税住所変更申出書について
自動車税住所変更申出書の記載事項のうち、①登録番号②車台番号③管理IDについては、下表から転記してください(車台番号は下3桁のみ)。

| | |
|------|--|
| 登録番号 | |
| 車台番号 | |
| 管理ID | |

■お問い合わせ先
・ 課税に関するもの
 県税事務所収税課自動車税係
・ 口座振替納税に関するもの
 県税事務所収税課収納係

第十七号の三様式を同様式その一とし、同様式に次の一様式を加える。

第17号の3様式その2 (第13条関係)

福岡県 自動車税 年度納入済通知書

口 年度 加入者 福岡県 県税事務所出納員

| | | | |
|------------|----------|----------|----------|
| 収納機 関番号 | 納付 番号 | 確認 番号 | 納付 区分 |
| 登録 番号 | CD | 課税年度 | 年度 税目 |

| | | | | | |
|----------|-----|----|-----|-----|-------|
| 納期限 | 年月日 | 税額 | 延滞金 | 合計額 | 領収日付印 |
| 氏納 者名 | | | 0 | 0 | |
| 様 | | | | | |

上記金額を受領したので通知します。
 取引店 福岡銀行 取りまとめ店 郵便番号812-8794 ゆうちょ銀行 福岡貯金事務センター
 ATM取込可

福岡県 自動車税 納付書 (店舗控)

| | |
|--------|--------------|
| 加入者名 | 福岡県 県税事務所出納員 |
| 口 年度番号 | |
| 税額 | 円 |
| 延滞金 | 円 |
| 合計金額 | 円 |
| 納期限 | 年月日 |
| 納付者名 | 様 |
| 登録番号 | |

領収日付印

福岡県 自動車税 年度 領収証書 (納税者用)

| | | |
|---------------|-------|---------------|
| 口 年度番号 | 加入者名 | 福岡県 県税事務所出納員 |
| 登録番号 | | |
| 納期限 | 年月日 | |
| 税額 | 円 | |
| 延滞金 | 円 | |
| 合計金額 | 円 | |
| 上記の金額を領収しました。 | 領収日付印 | 領収証紙・印紙は不要です。 |

この通知書でのコンビニの取扱いは 月 日 (※) までです。
 ※納期限ではありません。納期限を過ぎると延滞金が増加される場合があります。

自動車税納税証明書 (継続検査・構造変更検査用)

| | | | |
|------------|------|------|------|
| 登録番号 | 車台番号 | 管理ID | 有効期限 |
| 福岡県 県税事務所長 | | | 年月日 |
| 領収日付印 | | | |

この納税証明書は車検を受けるときに必要です。
 【車検証】と一緒に保管してください。

第二十七号様式その一を次のように改める。

第 27 号 様式 その 1 (第 18 条 関係)

(表)

法人の 事業税 に係る 更正 決定 及び 過少申告加算金 不申告加算金 重加算金 決定 通知書 納額 告知書

Table with 2 columns: Field (本店所在地, 法人名, 代表者) and Value (様, 様)

年 月 日 福岡県 県税事務所長 印

下記のとおり更正・決定したので通知します。下記不足税額、過少申告加算金、不申告加算金及び重加算金並びに当該不足税額に係る法定納期限の翌日から納付の日までの延滞金を合計した金額を別紙納付書により、福岡県内の郵便局又は

Table with 2 columns: Management Number (管理番号) and Reporting Date (申告日) with sub-headers for Initial (当初) and Current (今回)

Table with 2 columns: Reporting Period (申告期限) and Amount (金額) for Current (今回) with sub-headers for Capital (資本) and Reserve (準備)

Main tax calculation table with columns for Business Year (事業年度), Tax Type (法人事業税, 法人県民税), and various tax components like Standard Amount (課税標準額), Rate (税率), and Amount (税額).

(裏)

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。
なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。
- 2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。
 - （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第二十七号様式その八を次のように改める。

第27号様式その8 (第18条関係)

軽油引取税の更正 (決定) 及び加算金決定 通知書
納額告知書

住所 (所在地)

氏名 (名称)

様

地方税法第 条第 項の規定により
下記のとおり更正 (決定) したので通知します。

年 月 日 印

福岡県 県税事務所長

| | |
|--------|--|
| 事業者コード | |
| 指定納期限 | |

| 行為年月 | 区分 | 本 税 | | 加 算 金 | | | | |
|--------------------------|--------------------------|-------|-----|-------------|--------------------|----|-----|-------------|
| | | 課税標準量 | 税 額 | 区 分 | 基本税額 | 率% | 金 額 | |
| 年 | 確定額 | | | 過少申告 加算金 | 通常 加算 | | | ② |
| | 既確定額 | | | 不申告 加算金 | 通常 加算 1 加算 2 | | | ④ ⑤ ⑥ |
| 月分 | 差引額 | | ① | 重加算金 | 通常 加算 | | | ⑦ ⑧ |
| | 納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) | | | | | | | |
| 年 | 確定額 | | | 過少申告 加算金 | 通常 加算 | | | ② |
| | 既確定額 | | | 不申告 加算金 | 通常 加算 1 加算 2 | | | ④ ⑤ ⑥ |
| 月分 | 差引額 | | ① | 重加算金 | 通常 加算 | | | ⑦ ⑧ |
| | 納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) | | | | | | | |
| 年 | 確定額 | | | 過少申告 加算金 | 通常 加算 | | | ② |
| | 既確定額 | | | 不申告 加算金 | 通常 加算 1 加算 2 | | | ④ ⑤ ⑥ |
| 月分 | 差引額 | | ① | 重加算金 | 通常 加算 | | | ⑦ ⑧ |
| | 納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) | | | | | | | |
| 合 計 | 確定額 | | | 過少申告 加算金 | 通常 加算 | | | ② |
| | 既確定額 | | | 不申告 加算金 | 通常 加算 1 加算 2 | | | ④ ⑤ ⑥ |
| | 差引額 | | ① | 重加算金 | 通常 加算 | | | ⑦ ⑧ |
| 納付すべき額 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦+⑧) | | | | | | | | |

この通知書による不足税額等に延滞金を合計した金額を、同封の納入 (付) 書によって指定納期限までに福岡県指定金融機関、福岡県収納代理金融機関、福岡県内の郵便局、福岡県内の県税事務所に納入 (付) してください。
この処分に係る審査請求等については別紙をご覧ください。

延滞金について

備考 「延滞金について」の下部に、当該年における延滞金の計算方法等を記載すること。

別紙

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。

なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副 2 通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。

- 2 この処分の取消しの訴えは、上記 1 の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。

ただし、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。

- （1）審査請求があった日の翌日から起算して 3 か月を経過しても判決がないとき。
- （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

第三十六号の三様式を次のように改める。

第36号の3様式（第25条の2関係）

(乙)

| 領 収 証 | | | | | | | | | | |
|---------------|-----|---------------|-----|---|-----------|---|---|---|---|---|
| 第 号 | 科 目 | 歳 入 歳 出 外 現 金 | | | 種 別 | | | | | |
| 納 | 市 郡 | | 町 村 | | | | | | | 様 |
| 入 | | | | | | | | | | |
| 金 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 | |
| 額 | | | | | | | | | | |
| ただし | | | | | | | | | | |
| 上記の金額を領収しました。 | | | | | | | | | | |
| 年 月 日 | | | | | | | | | | |
| 福岡県 | | 県税事務所出納員 | | | 出 納 員 氏 名 | | | | | 印 |

- 備考 1 複写とし甲紙を伺書とする。 (用紙 18cm×12.5cm)
- 2 知事が地方税法第48条に基づく引継を受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所出納員」を「福岡県総務部税務課出納員」に改める。

第四十八号様式その二を次のように改める。

第48号様式その2 (第31条関係) (債権用)

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|-------|----|-------|------|----|-------|---|----|---------|---------|----|---|---|---|---|---|
| 差 押 調 書 (謄本) | | | | | | | | | | 第 | 号 | | | | | |
| | | | | | | | | | | 年 | 月 | 日 | | | | |
| 福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員 | | | | | | | | | | 印 | | | | | | |
| <p>下記の滞納金額が、督促状を發した日から起算して10日を経過した日までに完納されていないことから、当該滞納金額を徴収するため、国税徴収法第47条第1項第1号の規定の例により、あなたの下記財産を差し押えましたので、同法第54条の規定の例により、この調書を作ります。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として(代表者は福岡県知事となります。)この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、(2)及び(3)については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>(1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 滞 納 者 (債 権 者) | 住(居)所 | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 氏名 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 滞 納 金 額 | 年度 | 税目 | 課税番号 | 年月分 | | 納期限 | | 税額 | ※延滞金額 | 加算金額 | 摘要 | | | | | |
| | | | | 調定事由 | 連番 | 督促年月日 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 円 | 法律による金額 | 円 | | | | | | |
| | | | | | | | | | 円 | 法律による金額 | | | | | | |
| | | | | | | | | | 法律による金額 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 法律による金額 | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 法律による金額 | | | | | | | |
| ※滞納処分費(法律による金額) | | | | | | | | 円 | | | | | | | | |
| 本書作成の日までに徴収すべき金額 | | | | | | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 差 押 債 権 | 債務者 | | 住(居)所 | | | | | | | 氏名 | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 履行期限 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| この差押債権の取立その他の処分を禁じます。 | | | | | | | | | | | | | | | | |

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考
- 1 国税徴収法第65条の規定の例により債権証書を取り上げるときは、第53号様式の「取上調書」を作成するものであるが、この調書に所要事項を附記することにより、「取上調書」の作成に代えることができるものであること。
 - 2 繰上徴収し滞納者の財産を差し押える場合、第二次納税義務者若しくは保証人の財産を差し押える場合、地方税法第14条の18第3項の規定により譲渡担保財産を差し押える場合、同法第16条の4第1項の規定により差し押える場合、同法第16条の5第1項の規定により差し押える場合、外観上滞納者に帰属すると認められない財産を差し押える場合又は滞納処分費のみについて差し押える場合には、必要な事項について所要の調整を加えること。
 - 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第五十二号様式を次のように改める。

第52号様式（第31条関係）

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------------|-------|------|----------------|-----|----------|------------|-----------|----|---|---|---|---|---|---|
| 債 権 差 押 通 知 書 | | | | | | | | | | 第 | 号 | | | | |
| (債務者) | | | | | | | | | | 年 | 月 | 日 | | | |
| 福岡県 県税事務所 福岡県徴税吏員 | | | | | | | | | | 印 | | | | | |
| <p>下記のとおり、滞納金額を徴収するため、債権を差し押えますので履行期限までに当事務所に支払ってください。この通知を受けた後、債権者に対して支払ってもその支払は無効です。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。 なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の判決を経た後は、その判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。 なお、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する判決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。 ただし、（2）及び（3）については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。 （1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても判決がないとき。 （2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。 （3）その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する判決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> | | | | | | | | | | | | | | | |
| 滞 納 者 （ 債 権 者 ） | 住（居）所 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 氏 名 | | | | | | | | | | | | | | |
| 滞 納 金 額 | 年度 | 税 目 | 課税番号 | 年月分 調定事由 連番 | 納期限 | 税 額 円 | ※延滞金額 円 | 加算金額 円 | 摘要 | | | | | | |
| | | | | | | | 法律による金額 | | | | | | | | |
| | | | | | | | | 法律による金額 | | | | | | | |
| | | | | | | | | 法律による金額 | | | | | | | |
| | | | | | | | | 法律による金額 | | | | | | | |
| | | | | | | | | 法律による金額 | | | | | | | |
| | ※滞納処分費（法律による金額） | | | | | | 円 | | | | | | | | |
| 本書作成の日までに徴収すべき金額 | | | | | 百 | 十 | 億 | 千 | 百 | 十 | 万 | 千 | 百 | 十 | 円 |
| 差 押 債 権 | 債務者 | 住（居）所 | | 氏 名 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| 履 行 期 限 | | | | | | | | | | | | | | | |

注 ※印の欄に掲げた金額は、本書作成の日までのものです。

- 備考
- 1 給料等の差押えを行うときは、付表（債権（給与）差押通知書付表）を必要に応じ通知書に添付するなど、債務者あて送達すること。この場合において、滞納者の同意があったときは、第59号様式の「給料等制限外差押承諾書」を添付して送達すること。
 - 2 この通知書は、第48号様式その2の「差押調書」とあわせて複写により作成すること。
 - 3 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所」を「福岡県総務部税務課」に、「当事務所」を「福岡県」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。
 - 4 この通知書は、お知らせ（第61号の92様式）を添付して交付すること。

第52号様式の付表 (第31条関係)

(表) 債権 (給与) 差押通知書付表

給与の差押禁止額については、国税徴収法 (昭和34年法律第147号) 第76条に下記のとおり規定されていますので、差押金額 (当事務所に支払う金額) は、お手数ですが、次の算式により計算してください。

滞納者

| 算式 | | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 | 月 |
|-------------------------|-----------------------------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ① | 給与等の総額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | (ア) 源泉徴収所得税額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | (イ) 特別徴収される県市町村民税額 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ② | (ウ) 社会保険料 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | (エ) (100,000円+45,000円×親族の数) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| 計 (ア) + (イ) + (ウ) + (エ) | | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| ③ | (① - ②) × $\frac{20}{100}$ | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |
| | ① - (② + ③) | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 | 円 |

- 注 1 ②欄の(ア)の「源泉徴収所得税額」とは、所得税法第183条 (給与所得に係る源泉徴収義務)、第190条 (年末調整)、第192条 (年末調整に係る不足額の徴収) 又は第212条 (非居住者等の所得に係る源泉徴収義務) の規定によりその給料等につき徴収される所得税に相当する金額をいいます。
- 2 ②欄の(イ)の「特別徴収される県市町村民税額」とは、地方税法第41条第1項 (個人の道府県民税の賦課徴収) 及び第321条の3 (個人の市町村民税の特別徴収) の規定によりその給料等につき特別徴収の方法によって徴収される県民税及び市町村民税に相当する金額をいいます。
- 3 ②欄の(ウ)の「社会保険料」とは、健康保険法第167条第1項 (報酬からの保険料の控除) その他の法律又は条例の規定によりその給料等から控除される社会保険料 (所得税法第74条第2項 (社会保険料の控除) に掲げるものをいう。) に相当する金額をいいます。
- 4 ②欄の(エ)の100,000円及び45,000円の金額は、給与等の支給の基礎となった期間が1月である場合の金額ですから、支給の基礎となった期間が1月を超える場合は、その金額に月数を乗じて得た金額となります。例えば、給与等が2か月分であるときは、(100,000円+45,000円×親族の数) × 2となります。なお、賞与及びその性質を有する給与と給料等とが同一月内に支給されるときは、これらの合計額をその月の給与等とみなすことになっていきますので、賞与等と給料等について各別に上記による計算金額を控除することはできません。
- 5 ②欄の(エ)の「親族の数」とは、滞納者と生計を一にする親族 (配偶者、6親等内の血族及び3親等内の姻族) の数をいい、滞納者は含まれません。
- 6 ③欄、 $[(①-②) \times \frac{20}{100}]$ の金額が (エ) の金額の2倍に相当する金額を超えるときは、その金額を③欄に記載します。

国税徴収法第76条（給与の差押禁止）

（裏）

- 1 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき2以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第4号又は第5号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。
- 一 所得税法第183条（給与所得に係る源泉徴収義務）、第190条（年末調整）、第192条（年末調整に係る不足額の徴収）又は第212条（非居住者等の所得に係る源泉徴収義務）の規定によりその給与等につき徴収される所得税に相当する金額
- 二 地方税法第321条の3（個人の市町村民税の特別徴収）その他の規定によりその給与等につき特別徴収の方法によって徴収される道府県民税及び市町村民税に相当する金額
- 三 健康保険法（大正11年法律第70号）第78条第1項（報酬からの保険料の控除）その他の法令の規定によりその給与等から控除される社会保険料（所得税法第74条第2項（社会保険料控除）に規定する社会保険料をいう。）に相当する金額
- 四 滞納者（その者と生計を同一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして生活保護法（昭和25年法律第144号）第12条（生活扶助）に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額
- 五 その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の $\frac{20}{100}$ に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の2倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）
- 2 給料等に基づき支払を受けた金銭は、前項第4号及び第5号に掲げる金額の合計額に、その給料等の支給の基礎となった期間の日数のうちに差押の日から次の支払日までの日数を占める割合を乗じて計算した金額を限度として、差し押えることができない。
- 3 賞与及びその性質を有する給与に係る債権については、その支払を受けるべき時における給料等とみなして、第1項の規定を適用する。この場合において、同項第4号又は第5号に掲げる金額に係る限度の計算については、その支給の基礎となった期間が1月であるものとみなす。
- 4 退職手当及びその性質を有する給与に係る債権（以下「退職手当等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。
- 一 所得税法第199条（退職所得に係る源泉徴収義務）又は第212条の規定によりその退職手当等につき徴収される所得税に相当する金額
- 二 第1項第2号及び第3号中「給料等」とあるのを「退職手当等」として、これらの規定を適用して算定した金額
- 三 第1項第4号に掲げる金額で同号に規定する期間を1月として算定したものの3倍に相当する金額
- 四 退職手当等の支給の基礎となった期間が5年をこえる場合には、そのこえる年数1年につき前号に掲げる金額の $\frac{20}{100}$ に相当する金額
- 5 第1項、第2項及び前項の規定は、滞納者の承諾があるときは適用しない。

国税徴収法施行令第34条（給料等の差押禁止の基礎となる金額）

法第76条第1項第4号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となつた期間1月ごとに100,000円（滞納者と生計を同一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）その他親族があるときは、これらの者1人につき45,000円を加算した金額）とする。

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「当事務所」を「福岡県」に改めること。

第六十一号の三十六様式を次のように改める。

第61号の36様式（第31条関係）

| | | | | | |
|---|--------------------|----------------|------|------|----|
| 配 当 計 算 書 （ 謄 本 ） | | 第 号 | | | |
| | | 年 月 日 | | | |
| 住（居）所 | | | | | |
| 氏名又は名称 様 | | | | | |
| 福岡県 | | 県税事務所長 印 | | | |
| <p>下記受入欄に記載の換価代金等については、下記の交付期日及び場所において支払欄又は残余金欄に記載のとおり配当又は交付をすることとなりましたので、国税徴収法第131条の規定の例により、この計算書を作ります。</p> <p>教示</p> <p>1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内又は地方税法第19条の4に規定する期限のいずれか早い日までに、福岡県知事に対して審査請求をすることができます。</p> <p>なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません。なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。</p> <p>2 この処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。審査請求の裁決を経た後は、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に福岡県を被告として（代表者は福岡県知事となります。）この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>なお、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する場合には、審査請求に対する裁決を経ないで、この処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>ただし、（2）及び（3）については、地方税法第19条の13において準用する同法第19条の4に規定する期限を過ぎると処分の取消しの訴えを提起することができません。</p> <p>（1）審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。</p> <p>（2）処分、処分の執行又は手続の続行により生じる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。</p> <p>（3）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。</p> <p>3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。</p> | | | | | |
| 滞 納 者 | 住（居）所 | | | | |
| | 氏 名 | | | | |
| 受 入 | 換価財産等の名称、数量、性質及び所在 | 金 額 | | | |
| | | 円 | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 支 払 | 債権者の住（居）所及び氏名 | 県税事務所長が確認した債権額 | 配当順位 | 配当金額 | 備考 |
| | | 円 | | 円 | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 残余金（ へ交付） | | | | | 円 |
| 換価代金等の交付 | 期 日 | | 場 所 | | |
| | 年 月 日 | 時 分 | | | |

- 備考 1 この計算書は、国税徴収法第129条第1項に規定する換価代金等を配当しようとする場合に同法第131条の規定により作成すること。
なお、同法第129条第2項の規定により、差押金銭又は交付要求により受けた金銭を本県徴収金に充当した場合には、配当計算書が作成されないので、充当した旨を第61号の77様式により滞納者に通知すること。
- 2 この計算書は、原則として換価財産の売却区分ごと又は差押債権1個ごと等に別紙とする。ただし、換価代金等の配当を受ける権利を有するものが、県税事務所長だけであるときは、2以上の売却区分にわたる財産について、1枚の配当計算書の受入欄を売却区分ごと等に別行に記載する方法によってもさしつかえないこと。この場合において、「配当計算書付属書」（第61号の36様式の付属書）を滞納者あての配当計算書謄本に添付するときには、売却区分ごと等に別行としないで、「何々外何点の売却代金」等と一括表示してもさしつかえないこと。
- 3 「支払」の欄には、配当を受ける権利を有する者のすべて（優先順位の関係等により、現実には配当を受けられないこととなる者を含む。）について記載することとし、原則として、私債権にあっては、各債権ごと、交付要求にかかる地方税及び公課にあっては交付要求書（参加差押を含む。以下同じ。）ごと、また差押え及び交付要求にかかる地方団体にあつては滞納1件ごとに別行に記載する。ただし、「配当計算書付属書」を添付する場合には、地方団体の徴収金、国税公課又は私債権の各権利者ごとに別行に記載すること。
- 4 「支払」の欄の「備考」には、配当金の供託を要する場合に、その旨を簡記すること。
- 5 複写とし、控えには伺い欄を設けること。
- 6 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「福岡県 県税事務所長」を「福岡県知事」に、「県税事務所長が」を「知事が」に改め、「なお、審査請求をする場合、審査請求書は、正副2通を提出しなければなりません」が、なるべく所轄県税事務所長を経由して提出することとしてください。」を削ること。

第61号の36様式の付属書 (第31条関係)

配当計算書付属書
名称その他

(滞納者)

分)

| 換財産価産 | | | | | | | | | | 受入金額 円 | 摘要 | |
|---------------|----|-----|----|------------|---------|-----------|-----------|--------|-----------------------|-----------|-----------|----|
| 課税番号 | 年度 | 年月分 | 税目 | 滞納処分費 円 | 税額 円 | 加算金額 円 | 延滞金額 円 | 計 円 | 法定納期限等 ・ ・ ・ | 配当順位 | 配当金額 円 | 摘要 |
| 県徴収金(の配当内訳) | | | | | | | | | | | | |
| 地方税 | | | | | | | | | | | | |
| 交付要求に係る国税 | | | | | | | | | | | | |
| 交付要求に係る公課 | | | | | | | | | | | | |
| 私債権 | | | | | | | | | | | | |
| 債権者の住(居)所及び氏名 | | | | | | | | | | | | |
| 債権の種類 | | | | | | | | | | | | |
| 所長が確認した金額 | | | | | | | | | | | | |
| 担保権等の設定年月日 | | | | | | | | | | | | |
| 配当順位 | | | | | | | | | | | | |
| 配当金額 | | | | | | | | | | | | |
| 摘要 | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | |
| 交付要求機関 | | | | | | | | | | | | |
| 税目等 | | | | | | | | | | | | |
| 所長が確認した金額 | | | | | | | | | | | | |
| 法定納期限等 | | | | | | | | | | | | |
| 配当順位 | | | | | | | | | | | | |
| 配当金額 | | | | | | | | | | | | |
| 摘要 | | | | | | | | | | | | |
| 配当金合計 | | | | | | | | | | | | |
| 残余金(～交付) | | | | | | | | | | | | |

備考 知事が引継ぎを受けている徴収金については、「所長」を「知事」に改めること。

第六十四号の三様式を次のように改める。

第 64 号の 3 様式 (第 34 条の 2、第 38 条関係)

| | | | |
|---|--|---------|--|
| | | 管 理 番 号 | |
| <div style="text-align: center;">  年 月 日 福岡県 県税事務所長 殿 </div> | 法 人 名 | | |
| | 法 人 番 号 | | |
| | 所 在 地 | 電 話 () | |
| | 代 表 者 名 | 印 | |
| | 代 表 者 住 所 | | |
| 還 付 請 求 事 由 | 1 更生手続開始決定 2 再生手続決定 3 法人税法施行令第 24 条の 2 第 1 項に規定する再生計画認可の決定に準ずる事実 4 地方税法施行規則第 3 条の 2 の 2 第 1 項又は第 4 条の 3 の 2 に規定する事由 | | |
| 上 記 事 由 の 発 生 日 | 年 月 日 | | |

仮 装 経 理 還 付 請 求 書

地方税法 第 53 条第 33 項
 第 72 条の 24 の 10 第 4 項

仮装経理法人税割額
 仮装経理事業税額の
 仮装経理地方法人特別税額

の規定に基づき、下記のとおり
 還付を請求します。

1 還付請求額の明細

| | | | |
|-----------------------------|--------------------|------------------|--------------------|
| 仮装経理に基づく過大申告をした事業年度又は連結事業年度 | 年 月 日から 年 月 日まで | 確定申告書提出年月日 | 年 月 日 |
| 仮装経理に基づく過大申告の更正の日 | 年 月 日 | 控除開始事業年度又は連結事業年度 | 年 月 日から 年 月 日まで |
| 法人事業税・地方法人特別税 | | 法人県民税 (法人税割) | |
| 仮装経理事業税額 ① | | 仮装経理法人税割額 ⑧ | |
| 既に控除した税額 ② | | 既に控除した税額 ⑨ | |
| 還付請求額 (①-②) ③ | | 還付請求額 (⑧-⑨) ⑩ | |
| 仮装経理地方法人特別税額④ | | 還付請求額合計 (⑦+⑩) | |
| 既に控除した税額 ⑤ | | | |
| 還付請求額 (④-⑤) ⑥ | | | |
| 還付請求額小計 (③+⑥) ⑦ | | | |

2 還付を受けようとする金融機関等

| | | | |
|-----------|--|-----------|------------------|
| 金 融 機 関 名 | | 口 座 番 号 等 | 普 通 ・ 当 座 () |
| 本 支 店 名 | | | |

- 注 1 この請求書は、一事業年度ごとに一部提出してください。
- 2 この請求書を提出する際は、還付請求事由を証する書類を添付してください。
- 3 「確定申告書提出年月日」の欄は、当該事業年度分の確定申告書を提出した年月日を記載してください。

第七十二号の二様式を次のように改める。

第73号の2様式 (第39条の2関係)

| | | | |
|---|---------------------|-------------------------------|-------|
| 知 事 殿 | 第 号 年 月 日 | | |
| 福岡県 県税事務所長 印 | | | |
| 分割基準の修正に関する届出書提出済通知書 | | | |
| 次のとおり地方税法第72条の48の2第4項（地方税法施行規則第6条の4）に基づく分割基準の修正に関する届出があったので通知します。 | | | |
| 法人名 | | 主たる事務所等 | |
| 法人番号 | | 所在地 | |
| 更正の請求の対象となる事業年度 | 年 月 日から 年 月 日まで | 届出年月日 | 年 月 日 |
| 適用する分割基準 | 1 従業者数 2 固定資産の価格 | 3 事務所又は事業所数 4 軌道の延長キロメートル数 | |
| 事 務 所 又 は 事 業 所 | | 分 割 基 準 | |
| 名 称 | 所 在 地 | 修 正 前 | 修 正 後 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合 計 | | | |
| 分割基準に誤りを生じた理由 | | | |

第七十二号の三様式を次のように改める。

第73号の3様式 (第39条の3関係)

第 号
年 月 日

法人 県民 税の分割基準の 修正 請求書
事業 税 決定

知 事 殿

福岡県 県税事務所長 [印]

貴管内に主たる事務所等を有する下記の法人について、法人 県民税 事業税 の分割基準となる
従業者数が事実と異なっておりますので、地方税法 第58条第4項 第72条の48の2第6項 の規定に基づ
き 修正 決定 を請求します。

記

| 法人名 | | | | 資本金の額又は 出資金の額 | | 万円 |
|-----------------------|-----|-------|-------|------------------|-----|--------------|
| 法人番号 | | | | | | |
| 主たる事務所等所在地 | | | | | | |
| 本 県 に 所 在 す る 事 務 所 等 | | | | | | |
| 事業年度 | 名 称 | 所 在 地 | 設置年月日 | 分割基準 | | 貴通知番 号年月日 |
| | | | | 請求前 | 請求後 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 分割基準を誤った理由 | | | | | | |

注 法人県民税及び法人事業税の分割基準の修正を併せて請求する場合は、分割基準の欄
には、上段に法人県民税、下段に法人事業税の分割基準を記載しています。

第七十二号の六様式を次のように改める。

第73号の6様式 (第39条の5の2関係)

| 医療法人等の所得金額計算書 | | 事業 年度 | ・ ・ | から まで | 法人名 | | | | | | | | | | |
|--|---|----------|--------------------------------|-------------------|-----------------------------------|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | 法人番号 | | | | | | | | | | | | | |
| （提 出 用） | 総 所 得 金 額 等 | | | | | ① | | | | | | | | | |
| | 土 地 等 の 譲 渡 所 得 | | | | | ② | | | | | | | | | |
| | 総 所 得 金 額 (①-②) | | | | | ③ | | | | | | | | | |
| | 医療業とその他の事業とを併せて 行っている場合の所得区分 | | 医療業の所得金額 (③× $\frac{⑦}{⑦+⑧}$) | | | ④ | | | | | | | | | |
| | | | その他の事業の所得金額 (③-④) | | | ⑤ | | | | | | | | | |
| | 所得金額の計算の基礎とする収入金額 | | 社会保険医療分の収入金額 (⑦の金額) | | | ⑥ | | | | | | | | | |
| | | | 医療業の総収入金額 (⑦の金額) | | | ⑦ | | | | | | | | | |
| | | | その他の事業収入金額 (⑤の金額) | | | ⑧ | | | | | | | | | |
| | 社 会 保 険 医 療 分 の 所 得 金 額 (③× $\frac{⑥}{⑦}$ 又は④× $\frac{⑥}{⑦}$) | | | | | ⑨ | | | | | | | | | |
| | 当 期 分 課 税 所 得 金 額 (①-⑨) | | | | | ⑩ | | | | | | | | | |
| | 繰 越 欠 損 金 又 は 災 害 損 失 金 の 当 期 控 除 額 | | | | | ⑪ | | | | | | | | | |
| | 課 税 標 準 と な る 所 得 金 額 (⑩-⑪) | | | | | ⑫ | | | | | | | | | |
| 社 会 保 険 医 療 分 の 収 入 金 額 | 健 康 保 険 法 | 円 | | | 労働者災害補償保険法収入 | ⑬ | 円 | | | | | | | | |
| | 国 民 健 康 保 険 法 | | | | 自 費 診 療 収 入 | ⑭ | | | | | | | | | |
| | 高 齢 者 の 医 療 の 確 保 に 関 す る 法 律 | | | | 自 動 車 損 害 賠 償 責 任 保 険 等 の 収 入 | ⑮ | | | | | | | | | |
| | 船 員 保 険 法 | | | | 健 康 診 断 ・ 予 防 注 射 等 受 託 医 療 収 入 | ⑯ | | | | | | | | | |
| | 国 家 公 務 員 共 済 組 合 法 | | | | ⑬⑭⑮及び⑯以外の医療収入 | ⑰ | | | | | | | | | |
| | 防 衛 省 の 職 員 の 給 与 等 に 関 す る 法 律 | | | | 患 者 ・ 付 添 人 等 食 事 代 収 入 | ⑱ | | | | | | | | | |
| | 地 方 公 務 員 等 共 済 組 合 法 | | | | 健 康 診 断 等 証 明 収 入 | ⑲ | | | | | | | | | |
| | 私 立 学 校 教 職 員 共 済 法 | | | | 入 院 料 ・ ベ ッ ド 代 等 差 額 収 入 | ⑳ | | | | | | | | | |
| | 戦 傷 病 者 特 別 援 護 法 | | | | 生 産 品 等 販 売 収 入 | ㉑ | | | | | | | | | |
| | 母 子 保 健 法 | | | | 受 託 技 工 ・ 検 査 料 等 収 入 | ㉒ | | | | | | | | | |
| | 児 童 福 祉 法 | | | | 嘱 託 収 入 | ㉓ | | | | | | | | | |
| | 原 子 爆 弾 被 爆 者 に 対 す る 援 護 に 関 す る 法 律 | | | | 利 子 等 及 び 配 当 等 収 入 | ㉔ | | | | | | | | | |
| | 生 活 保 護 法 | | | | 電 話 ・ 電 気 ・ ガ ス ・ 寝 具 等 使 用 料 収 入 | ㉕ | | | | | | | | | |
| | 中 国 残 留 邦 人 等 の 円 滑 な 帰 国 の 促 進 並 び に 永 住 帰 国 し た 中 国 残 留 邦 人 等 及 び 特 定 配 偶 者 の 自 立 の 支 援 に 関 す る 法 律 | | | | 不 用 品 売 却 収 入 | ㉖ | | | | | | | | | |
| | 精 神 保 健 及 び 精 神 障 害 者 福 祉 に 関 す る 法 律 | | | | 取 得 価 格 を 超 え る 償 却 資 産 売 却 収 入 | ㉗ | | | | | | | | | |
| | 麻 薬 及 び 向 精 神 薬 取 締 法 | | | | そ の 他 医 療 業 の 付 随 収 入 | ㉘ | | | | | | | | | |
| | 感 染 症 の 予 防 及 び 感 染 症 の 患 者 に 対 す る 医 療 に 関 す る 法 律 | | | | 付 帯 事 業 収 入 | ㉙ | | | | | | | | | |
| | 心 神 喪 失 等 の 状 態 で 重 大 な 他 害 行 為 を 行 っ た 者 の 医 療 及 び 観 察 等 に 関 す る 法 律 | | | | 介 護 保 険 法 | ⑳ | | | | | | | | | |
| 介 護 保 険 法 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 障 害 者 の 日 常 生 活 及 び 社 会 生 活 を 総 合 的 に 支 援 す る た め の 法 律 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 難 病 の 患 者 に 対 す る 医 療 等 に 関 す る 法 律 | | | | | | | | | | | | | | | |
| 査 定 損 益 額 | | | | 計 | ㉚ | | | | | | | | | | |
| | | | | 医療業の総収入金額 (⑦+㉚) | ㉛ | | | | | | | | | | |
| | | | | そ 事 収 入 他 業 金 の 額 | | | | | | | | | | | |
| 計 | ㉜ | | | 計 | ㉝ | | | | | | | | | | |

〔記載要領〕

- 1 この計算書は、地方税法（以下「法」という。）第72条の23第2項の適用を受ける医療法人等が、法人の事業税の確定申告書又は修正申告書を提出する場合に貸借対照表、損益計算書、収入金額明細書、法人税法施行規則別表4（写）に添えて提出してください。

ただし、次に該当する医療法人等は、この計算書を提出する必要はありません。

- (1) 主たる事務所等が他の都道府県にある場合

- (2) 法人税の申告において、租税特別措置法第67条（社会保険診療報酬の所得計算の特例）第1項の規定の適用を受ける場合

なお、この場合には、地方税法施行規則（以下「法規則」という。）第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の備考欄にその旨を記載するとともに、法人税の明細書別表10（6）の写しを提出してください。

- (3) 社会保険診療分の所得とその他の所得を区分して計算している場合

なお、この場合には、その区分経理による所得金額についての明細書を提出してください。

- 2 ①の金額欄には、法規則第6号様式別表5「所得金額に関する計算書」の再仮計⑩の額を記載してください。

- 3 ②の金額欄には、土地（建物又は構築物の所有を目的とする地上権及び賃借権を含む。）、建物等、法人税法第2条第23号に掲げる減価償却資産及び有価証券（以下「土地等」という。）の譲渡所得を記載してください。ただし、医療業に係る土地等（例えば病院の土地、建物等や往診等で使用していた自動車等）の譲渡所得については、②欄に記載せず、「その他の収入金額」欄の空欄に記載してください。

総所得金額等の計算上、益金又は損金として計算した土地等の譲渡益、売却益、譲渡損又は売却損の合計額（以下「土地等の譲渡益等」という。）がある場合は、土地等の譲渡に直接要した経費を控除した後の譲渡所得を記載してください。

また、土地等の譲渡益等には、法人税法第50条（交換により取得した資産の圧縮額の損金算入）又は租税特別措置法第3章第6節（資産の譲渡の場合の課税の特例）の各規定により損金に算入した部分の金額は、土地等の譲渡益等の計算をする上においてこれを控除します。つまり土地等の譲渡益等とは、圧縮後の金額をいいます。

なお、土地等の譲渡益等に係る経費は次のものをいい、固定資産税等土地等の維持管理に要した費用は含まれません。

- (1) 土地等を譲渡するために直接要した仲介手数料、測量費、登記費用等

- (2) 土地等を譲渡するために、その上にある家屋を取り壊す等の目的で借家人に支払った立退料

- (3) 土地等を譲渡するためにその土地の上にある家屋、構築物等を取り壊した場合の除却費及び除却損

- 4 ⑪の金額には、法規則第 6 号様式別表 9～11の添付を要する法人に限り、課税所得金額の前 9 年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額を記載してください。
- 5 社会保険診療分の収入金額欄には、法第72条の23第 3 項に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付について収入すべき次の金額を法律ごとに記載してください。
 - (1) 保険者から支払を受けるべき金額
 - (2) 被保険者が負担する一部負担金等（入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、訪問看護療養費、家族療養費又は家族訪問看護療養費に相当する金額）
- 6 ⑫の金額欄には、学校又は事務所等との契約に基づく健康診断、予防接種等の給付による収入すべき金額を記載してください。
- 7 ⑬の金額欄には、患者又は付添人等から収入すべき金額のうち、法第72条の23第 3 項に列挙された健康保険法等の規定に基づく医療等の給付に係るもの以外のものを記載してください。
- 8 ⑭の金額欄には、作業療法等を通じて生産した農作物等の生産品を販売すること、又は物品等の加工若しくは修理を請け負うことにより収入すべき金額を記載してください。
- 9 ⑮の金額欄には、受託医療収入以外で学校又は事業所等の嘱託医であることにより収入すべき金額を記載してください。
- 10 ⑯の金額欄には、所得税法第174条（内国法人に係る所得税の課税標準）第 1 号に規定する利子等又は第 2 号に規定する配当等の額（所得税額控除前の金額）を記載してください。この場合、法人税法第23条（受取配当等の益金不算入）の規定により益金に算入されない金額は含めません。
- 11 ⑰の金額欄には、償却資産の売却収入のうち取得価格を超える金額を記載してください。
- 12 ⑱の欄の「付帯事業収入」とは、医療業に比して社会通念上独立した事業部門と認められない軽微なもので医療業の付帯事業として発生する収入金額をいいます。
- 13 「その他の事業の収入金額」の欄には、純売上高を記載してください。
- 14 医療業の総収入金額に含めないもの
 - (1) 各種引当金及び準備金の益金算入額
 - (2) 医療業に関係ない土地等の譲渡所得に係る収入金額（「土地等の譲渡所得」の欄②で区分計算を行うため）
 - (3) 従業員の社宅、寮等に係る使用料収入及び食事代収入
 - (4) 収入金額に計上した国税又は地方税の還付金又は充当金（還付加算金を除く。）
 - (5) 償却資産を売却した場合の取得価格に相当する金額又は保険契約に係る解約返戻金若しくは満期返戻金のうち配当金を除く部分の金額
 - (6) 購入したな卸資産に係る仕入割戻し額として収入に計上した金額

第八十一号の九様式を次のように改める。

■改修工事対象住宅の取得に対する不動産取得税の減額申告又は還付申請について**1 要件**

本特例の適用を受けるためには、次の要件を全て満たすことが必要となります。

- ① 宅地建物取引業者法第 2 条第 3 項に規定する宅地建物取引業者であること。
- ② 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅の床面積が 50㎡以上 240㎡以下の住宅であること。
※改修工事により、床面積の増減があった場合は、増減後の面積で判定するため、増減後の面積を延床面積欄の下部に () 書きで併記してください。
- ③ 宅地建物取引業者が個人に譲渡する住宅が、地震に対する安全性を有するものとして、次のいずれかに該当する住宅であること。
 - ア) 昭和 57 年 1 月 1 日以後に新築された住宅であること。
 - イ) 一定の耐震基準を満たしていることが次のいずれかの書類により証明されたものであること。
 - ・建築士事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が証する書類（耐震基準適合証明書）
※個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前 2 年以内に当該証明のための住宅の調査が終了したものに限り。
 - ・住宅性能評価書の写し
※個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前 2 年以内に評価されたもので、耐震等級が 1、2 又は 3 であるものに限り。
 - ・既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入していることを証する書類（保険証券の写し又は保険付保証明書）
※一定の要件に適合する保険契約であって、個人が宅地建物取引業者から当該住宅を取得した日前 2 年以内に締結されたものに限り。
 - ④ 宅地建物取引業者が個人に対し住宅を譲渡し、その個人が自己の居住の用に供すること。
 - ⑤ 宅地建物取引業者が住宅を取得した後、⑦及び⑧の要件を満たすリフォーム工事を行って個人に譲渡し、当該個人の居住の用に供するまでの期間が 2 年以内であること。
 - ⑥ 宅地建物取引業者が取得した時点で、新築された日から起算して 10 年を経過した住宅であること。
 - ⑦ 工事に要した費用の総額が、当該住宅の個人への売買価格の 20% 以上であること。
(ただし、当該 20% となる金額が 300 万円を超える場合には、当該工事に要した費用の総額は 300 万円以上)
 - ⑧ 当該家屋について、次のいずれかに該当するリフォーム工事が行われたこと。
 - ア) 工事証明書（注 1）にある第 1 号工事から第 6 号工事までのいずれかに該当するリフォーム工事を行い、工事の合計額が 100 万円を超えること。
 - イ) 50 万円を超える、第 4 号工事、第 5 号工事又は第 6 号工事のいずれかに該当する工事を行うこと。
 - ウ) 50 万円を超える、第 7 号工事に該当する工事を行い、給水管、排水管又は雨水の侵入を防止する部分の瑕疵を担保する既存住宅売買瑕疵担保責任保険に加入すること。

2 添付書類

本税制の特例の適用を受けるために、要件を満たした工事を実施していること等を確認できる書類として、以下の書類を添付してください。

- (1) 当該住宅の登記事項証明書（譲渡された個人が取得したことを確認できるもの）
- (2) 宅地建物取引業者であること（宅地建物取引業者免許証番号）を確認できる書類
(当該番号が明記された売買契約書又は売渡証書、宅地建物取引業者免許証の写しなど)
- (3) 宅地建物取引業者が個人に譲渡する際の当該住宅の売買契約書又は売渡証書等
- (4) 住宅性能向上改修住宅を譲渡された個人が当該住宅を自己の居住の用に供したことを証する書類
(住民票の写しなど)
- (5) 一定の耐震基準を満たしていることを証明する書類（耐震基準適合証明書、住宅性能評価書の写し（耐震等級が 1、2 又は 3 であるものに限り）、保険証券の写し又は保険付保証明書）
※昭和 57 年 1 月 1 日以降に新築された家屋は除く。
- (6) 工事証明書（注 1）
- (7) 既存住宅売買瑕疵担保責任保険契約が締結されていることを証する書類
(保険証券の写し又は保険付保証明書)
※第 7 号工事に該当する工事を行った場合のみ必要です。

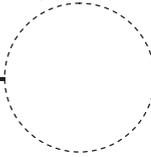
(注 1) 工事証明書について

工事証明書とは、次の書類のことをいいます。ただし、②については、証明年月日が平成 28 年 4 月 1 日から同月 30 日までの場合に限りご使用いただけます。

- ① 増改築等工事証明書（特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記の税率の軽減の特例及び改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用）
- ② 改修工事証明書（改修工事がされた住宅の不動産取得税の軽減の特例用）

第八十三号の五様式を次のように改める。

第83号の5様式（第48条の2関係）

| | | | | | |
|--|--------------------------------|---|----------------|------|---------------------|
| 受付印  | | 課 税 番 号 | | | 課 税 年 度 |
| | | | | | |
|年.....月.....日 福岡県 県税事務所長 殿 | 住 所 | | | | |
| | フリガナ | 印 | | | |
| | 氏 名 |  | | | |
| | 電 話 | — — | | | |
| | 個 人 番 号 | | | | |
| 農地等の経営移譲届出書 | | | | | |
| <p>.....年.....月.....日贈与により取得した農地等に係る不動産取得税については、福岡県税条例付則第9条第1項の規定による徴収の猶予を受けておりますが、当該農地等について農業者年金基金法の規定に基づく特例付加年金又は経営移譲年金の支給を受けるため経営を移譲しましたので、同項においてその例によることとされる租税特別措置法第70条の4第6項の規定により、次のとおり届け出ます。</p> | | | | | |
| 納税者 (受贈者) | 住 所 | | | | |
| | 氏 名 | | | | |
| | 使用貸借による権利の設定年月日 |年.....月.....日 | | | |
| | 農業を営む者でなくなったことの届出又は農業者年金の請求年月日 |年.....月.....日 | | | |
| 経営を移譲された者 (推定相続人) | 住 所 | | | 職 業 | |
| | 氏 名 | | | 生年月日 |年.....月.....日生 |
| | 経営移譲を受けた日まで引き続き農業を営んできた期間 |年から.....年.....月.....日まで.....年 | | | |
| | 納税者(受贈者)との続柄 | | | | |
| 使用貸借農地等 | 所 在 地 | 地 目 | 面 積 | 摘 要 | |
| | | | m ² | | |
| | | | m ² | | |
| | | | m ² | | |
| | | | m ² | | |
| | | | m ² | | |

- 注 この届出書には、次の書類を添付してください。
- (1) 推定相続人が次の要件の全てに該当することについての農業委員会の証明書
 - ア 権利設定時に18歳以上であること。
 - イ 引き続き3年以上農業に従事していたこと。
 - ウ 速やかに農業経営を行うと認められること。
 - (2) 届出者の推定相続人に該当することを証する書類（戸籍謄抄本）
 - (3) 使用貸借契約書の写し、農地法第3条の許可の写し
 - (4) 農業を営む者でなくなったことの届出書の写しその他その届出がされていることを証する書類又は農業者年金経営移譲年金裁定請求書の写しその他その請求がされていることを証する書類（農業協同組合の証明書）
 - (5) 受贈者が推定相続人の農業に従事する見込みであることについての農業委員会の証明書

第 八 十 四 号 の 二 様 式 を 次 の よ う に 改 め る。

第84号の2様式その1 (第49条の2関係)

| 特別徴収義務者確認欄 | |
|------------|-------|
| 担当者名 | 確認年月日 |
| | |

| | |
|---|---|
| ゴルフ場利用税の非課税利用確認申請書 | |
| (特別徴収義務者) 殿 福岡県税条例第22条の2第1項(第2項)の規定により、下記のとおり確認申請書を提出します。 | |
| 利用するゴルフ場の名称 | |
| 利用年月日 | 年 月 日 |
| 会員・非会員の別 | <input type="checkbox"/> 会員 (メンバー) <input type="checkbox"/> 非会員 (ビジター等) |
| 非課税利用の区分 (該当する番号に○を付けてください。) | 1 年齢18歳未満の者による利用 (地方税法第75条の2第1号) 2 年齢70歳以上の者による利用 (地方税法第75条の2第2号) 3 障害者による利用 (地方税法第75条の2第3号) 4 国民体育大会のゴルフ競技への参加選手の利用 (地方税法第75条の3第1号) 5 学生、生徒及び引率する教員の利用 (地方税法第75条の3第2号) |
| 提示又は提出する 証明書類 (該当する番号に○を付け、書類の種類にチェックを付けてください。) | 非課税利用の区分 提示又は提出する証明書類の種類 |
| | 1・2 <利用日における年齢が確認できる書類(提示)> <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> その他() |
| | 3 <障害者であることを証する書類の写し(提示)> <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 戦傷病者手帳 <input type="checkbox"/> その他() |
| | 4 <要件に該当することの証明書(提出)> <input type="checkbox"/> 教育委員会が発行する証明書 |
| | 5 <要件に該当することの証明書(提出)> <input type="checkbox"/> 学長又は校長が発行する証明書 |
| 年 月 日 (申請者) 住 所 _____ 氏 名 _____ 生年月日 _____ 年 月 日生 (満 歳) | |

(特別徴収義務者提出用)

- 注 1 非課税利用の区分の1から3までのいずれかに該当する場合は、非課税利用に該当することを証する書類をゴルフ場に提示してください。
- 2 非課税利用の区分の4又は5に該当する場合は、証明書の提出に併せて、利用者本人であることを証する書類をゴルフ場に提示してください。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、様式目次の改正規定(第三号様式及び第十七号の三様式に係る部分に限る。)、第三号様式その三の七の次に一様式を加える改正規定及び第十七号の三様式を同様式その一とし、同様式に一様式を加える改正規定は、平成二十九年五月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定による政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

(イ) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|---------------------------|--------|----------|----------------|-------------------|
| 愛甲秀則後援会 | 愛甲 秀則 | 緒方 昭一 | 福岡県北九州市八幡西区里中三 | 二八、一一、九 一三一七 |
| 内田ひろつくと 新しい北九州を 作る会 | 内田 裕紹 | 内田 静香 | 福岡県北九州市若松区青葉台南 | 二八、一一、二二 一一七一八 |
| 勝井俊行後援会 | 勝井 俊行 | 武谷 順子 | 福岡県北九州市八幡西区引野二 | 二八、一一、一八 一八一二九 |

| | | | | |
|-----------|-------|-------|----------------|---------------------|
| 清流の会 | 芳野 直人 | 芳野とも子 | 福岡県朝倉市隈江四二九 | 二八、一一、一四 |
| なかしま隆治後援会 | 中島 隆治 | 中島 洋子 | 福岡県北九州市八幡西区木屋瀬 | 二八、一一、一一 二一三一三〇二 |

福岡県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
|---------------------------------|--------|----------------|---------------------|----------------------------|----------|
| 自由民主党 福岡県ちん たい支部 | 三好 修 | 政治団体の名称 | 自由民主党福岡県 ちんたい支部 | 自由民主党福岡県 全管協ちんたい支 部 | 二八、一一、一四 |
| 民進党福岡 県支部連 合会 | 緒方林太郎 | 会計責任者の氏名 | 守谷 正人 | 川崎 俊丸 | 二八、一一、一九 |
| 民進党福岡 県第 6 区総 支部 | 新井富美子 | 主たる事務所 の所在地 | 福岡県久留米市六 ツ門町二一三一 | 福岡県久留米市諏 訪野町二七八七 二 F | 二八、一一、一 |
| (二) その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体) | | | | | |
| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 新 | 旧 | 異動年月日 |
| 麻生太郎後援会(麻生太郎と 21 世紀の会) | 有吉 威 | 代表者の氏名 | 有吉 威 | 濱中 茂足 | 二八、一一、二二 |

福岡県選挙管理委員会告示第二十一号

| | | | | | |
|-----------------------|-------|------------|-----------------------------|-------------------------|----------|
| 糸島薬剤師連盟 | 國武 雅弘 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県糸島市前原東三丁目八一二三友池ビル二〇二号室 | 福岡県糸島市加布里二〇六番地五 | 二八、九、一七 |
| 奥村直樹後援会 | 奥村 直樹 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県北九州市門司区大字猿喰五四二一一 | 福岡県北九州市門司区大字畑一五五五一一一 | 二八、一〇、一 |
| 香月耕治後援会 | 香月 耕治 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県北九州市八幡西区大字笹田九一七一一 | 福岡県北九州市八幡西区大字笹田九一六一一 | 二八、一一、二三 |
| 青丈会 | 伊藤 智之 | 代表者の氏名 | 伊藤 智之 | 竹田 光寛 | 二八、一一、二 |
| | | 会計責任者の氏名 | 山本 禎 | 中村 英敬 | |
| | | 氏名 | | | |
| 高木のりお後援会 | 高木 典雄 | 会計責任者の氏名 | 佐藤 敬二 | 田邊 誠 | 二八、八、一 |
| 田代みき後援会 | 田代 美貴 | 政治団体の名称 | 田代みき後援会 | たしろみき後援会 | 二八、一一、三〇 |
| | | 主たる事務所の所在地 | 福岡県北九州市小倉北区下到尾五一一〇一三六 | 福岡県北九州市戸畑区天神一五一一三六 | |
| 宮内實生後援会 (元気な町岡垣をつくる会) | 宮内 實生 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県遠賀郡岡垣町公園通り三一―一三四 | 福岡県遠賀郡岡垣町大字波津七八一―一 | 二八、一一、一三 |
| 宮崎昌宗後援会 | 宮崎 昌宗 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県築上郡上毛町土佐井四三〇―一 | 福岡県築上郡上毛町土佐井七九二―二 | 二八、一一、一八 |
| 横大路まさゆき後援会 | 横大路政之 | 主たる事務所の所在地 | 福岡県糟屋郡新宮町大字上府六三四―エルメゾンA 一〇一 | 福岡県糟屋郡新宮町大字三代九四五―一三一一〇一 | 二八、一一、一〇 |

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第九十四号) 第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

(一) その他の政治団体 (政党及び政治資金団体以外の政治団体)

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---------------|--------|---------|
| 高瀬ひろみ後援会 | 木庭健太郎 | 二八、一一、三 |
| 高原ゆか後援会 (香援会) | 高原 由香 | 二八、一一、一 |
| 三原しげる後援会 | 上野 愛治 | 二八、一一、四 |

福岡県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第九十四号) 第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

| 資金管理団体の届出をした者 (代表者) の氏名 | 公職の種類 | 資金管理団体の名称 | 主たる事務所の所在地 | 指定年月日 |
|-------------------------|-------|-----------|--------------------------|---------|
| 中島 隆治 | 北九州市議 | なかしま隆治後援会 | 福岡県北九州市八幡西区木屋瀬二二二八、一一、一〇 | 三二一一三〇二 |

福岡県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第九十四号) 第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十九年一月二十七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

資金管理団

体の届出を

した者の氏

名

異動事項

新

旧

異動年月日

奥村 直樹 奥村直樹後援会

主たる事務所

福岡県北九州市
門司区大字猿喰
五四二一二

福岡県北九州市
門司区大字畑一
五五五一一一

二八、一〇、一

香月 耕治 香月耕治後援会

主たる事務所

福岡県北九州市
八幡西区大字笹
田九一七一

福岡県北九州市
八幡西区大字笹
田九一六一

二八、一一、二三

宮内 實生 宮内實生後援会

主たる事務所

福岡県遠賀郡岡
垣町公園通り三
一―三三

福岡県遠賀郡岡
垣町大字波津七
八一―一

二八、一一、一三

宮崎 昌宗 宮崎昌宗後援会

主たる事務所

福岡県築上郡上
毛町土佐井四三
〇―一

福岡県築上郡上
毛町土佐井三六
八一―

二八、一一、一八

横大路政之 横大路まさゆき

主たる事務所

福岡県糟屋郡新
宮町大字上府六
三四―エルメ

福岡県糟屋郡新
宮町大字三代九
四五―三―一〇

二八、一一、一〇

福岡県選挙管理委員会告示第二十四号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月二十七日

福岡県選挙管理委員会委員長 藤井克己

二 老人ホームの表中

特別養護老人ホーム陽光園

〃

大字田野浦藤ヶ山一〇一八

を

特別養護老人ホーム陽光園

〃

大字田野浦一〇二四一六

に、

特別養護老人ホーム松和園（ユニット）

〃

大字畑字三三五

を

軽費老人ホーム階寿園

〃

小倉北区篠崎一〇九一五

特別養護老人ホーム松和園（ユニット）

〃

大字畑字三三五

特別養護老人ホーム陽光園ユニット

〃

大字田野浦一〇二四一六

に改

軽費老人ホーム階寿園

〃

小倉北区篠崎一〇九一五

める。